

民法上の要件事実を逐条形式で まとめた唯一の書！

民法上の要件事実を網羅したシリーズ第4版！

第4版 要件事実民法

全9巻

【著】大江 忠（弁護士）



第4版 要件事実民法 <全9巻>

A5判 上製・ケース付

全9巻		定価	本体62,800円+税
(1)	総 則	定価	本体 7,200円+税
(2)	物 権	定価	本体 5,800円+税
(3)	担保物権 〈補訂版〉	定価	本体 6,800円+税
(4)	債権総論 〈補訂版〉	定価	本体 7,200円+税
(5)-1	契 約 I	定価	本体 9,200円+税
(5)-2	契 約 II	定価	本体 9,200円+税
(6)	法定債権	定価	本体 5,800円+税
(7)	親 族	定価	本体 5,800円+税
(8)	相 続	定価	本体 5,800円+税



第一法規

| 東京都港区南青山2-11-17 ☎ 03-6541-8560

| <http://www.daiichi-hoki.co.jp>

| ☎ Tel. 0120-203-694

| ☎ Fax. 0120-302-640

本書の特色

- 要件事実について、民法の各条ごとに、判例や学説を整理・紹介したうえで、具体的な事例を掲げ、原告一被告相互の証明責任を裁判の流れ(訴訟物—請求原因—抗弁—再抗弁)に沿って解説! 法曹関係者必読の書!
- 大好評シリーズ『第3版 要件事実民法』(全5巻・平成17年10月刊)に、平成17年以降の判例の動向を踏まえ全面的な見直しを行い、設例等による解説を大幅に拡充!
- 改正民法にも対応し、改正後の要件事実についても解説! (※改正法案で解説している巻も順次補訂を行っていく予定です。)
- 事項索引・法令索引・判例索引に加え、訴訟物索引を新設!

内容見本

第3節 消滅時効

●【改正法案】(債権等の消滅時効)

第166条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。
一 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
二 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。
三 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から20年間行使しないときは、時効によって消滅する。
前2項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有的開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を更新するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

●【現行法】(消滅時効の進行等)

第166条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。
前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有的開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

1 債権の消滅時効

改正法案の本条1項は、債権の原則的な消滅時効を定める。本条1項1号は、「債権者が権利を行使することができることを知った時」(主観的起算点)から5年間の時効期間による消滅時効の起算点と時効期間を新たに設けた。併せて、本条1項2号は「権利を行使することができる時」(客観的起算点)から10年間の時効期間による消滅時効を定めるが、これは、現行法本条1項及び167条1項を維持するものである。

(1) 主張・立証責任

消滅時効は、権利の消滅事由であるから、権利が消滅したことを主張する者はその主張・立証責任がある(兼子一『民事訴訟法講座第2巻』民事訴訟

法学会(1954年)577頁)。一般論として、時効の抗弁の要件事実は、(1)起算点、(2)期間の経過、(3)時効の援用の意思表示の3つである。

本条1項は、5年間又は10年間の「権利を行使しない」こと(権利不行使)を権利消滅のための要件にしているような措辞を用いているが(本条2項も同様)、裁判上の請求等、強制執行等、仮差押等の権利行使が時効完成猶予の要件とされていることからすると、時効期間中の権利の不行使は権利消滅の積極的要件ではなく、その期間の経過が積極的要件となると解される(旧167条に関するが、司研・要件事実第一巻8-9頁)。今回の改正に伴い、5年の消滅時効を定めていた商522条は削除される。

(2) 主觀的起算点

「債権者が権利を行使することができることを知った時」とは、債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時(債権者が権利を行使することができる時より前に債権発生の原因及び債務者を知っていたときは、権利行使することができる時)であり、単に知ることができた時ではない。本件の売買契約に基づく代金支払請求権の場合は、契約締結時に、売主Xはこの事実を知ることになる。したがって、多くの場合は、主觀的起算点からの短期の時効期間が主張される。

訴訟物 XのYに対する売買契約に基づく代金支払請求権
*本件は、XはYに対し、売買代金の支払を求めたところ、Yが客觀的起算点及び主觀的起算点からの消滅時効を主張した事案である。

請求原因 1 XはYとの間で、本件目的物を1,000万円で売買する契約を締結したこと
(消滅時効—主觀的起算点)

抗弁 1 Xが請求原因1の売買に基づく代金支払請求権行使することができることを知ったとき
2 抗弁1の時から5年間が経過したこと
3 YはXに対し、消滅時効の援用の意思表示をしたこと

(消滅時効—客觀的起算点)

抗弁 1 請求原因1の時から10年間が経過したこと
*客觀的起算点は、「権利を行使することができる時」であるが、売買契約の場合は、原則として、売買契約成立時に代金の支払を求める能够性があるので(代金支払時期の定めは、抗弁である)、上記1のように、契約成立時(請求原因1の

詳細・お申し込みはコチラ →

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

第一法規 要件事実

検索

CLICK!